

## ○ケアタウン構想推進会議設置要綱

(平成23年3月1日)

ケアタウン構想推進会議設置要綱

(設置)

**第1条** ケアタウン構想推進モデル事業の進捗状況を踏まえてその検証を行うとともに、ケアタウン構想の推進について必要な事項を調査し、及び検討を行うことにより、ケアタウン構想の実現に向けた事業の総合的かつ効果的な推進を図るため、ケアタウン構想推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

**第2条** 推進会議は、次に掲げる事項を行う。

- (1) ケアタウン構想推進モデル事業の検証
- (2) ケアタウン構想の推進に係る調査及び検討
- (3) 小田原市地域福祉計画の改定に係る調査及び検討
- (4) 前3号に掲げるもののほか、地域福祉の推進に係る重要事項の調査及び検討

(組織)

**第3条** 推進会議の構成員（以下「構成員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が決定する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉団体関係者
- (3) 自治会関係者
- (4) 一般市民

2 構成員の人数は、12人以内とする。

(任期)

**第4条** 構成員の任期は、平成24年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

**第5条** 推進会議に委員長及び副委員長を置き、構成員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 推進会議の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

(関係者の出席等)

**第7条** 委員長は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者に出席を求め、又は関係機関

に対し資料の提出を求めることができる。

(庶務)

**第8条** 推進会議の事務は、福祉健康部福祉政策課において処理する。

(その他)

**第9条** この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が推進会議に諮って定める。

#### **附 則**

この要綱は、平成23年3月23日から施行する。